

佐渡市教育大綱

平成 27 年 11 月策定

1 はじめに

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の規定により、教育に関する基本的な方針を市長が策定するものです。

策定に当たっては、本市の最上位計画である「佐渡市将来ビジョン」や、「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて策定します。また、国の第 2 期教育振興基本計画（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）、新潟県教育振興基本計画（計画期間：平成 26 年度～平成 37 年度）及び今後の教育改革の動向も踏まえ策定します。

計画期間は平成 27 年度を始期、平成 31 年度を終期とする 5 年間とします。なお、本大綱を踏まえ、本市の教育振興基本計画を平成 28 年度末までに策定することとします。

2 基本理念

明日の佐渡を創る人、世界に羽ばたく人の育成
～ 一人一人の自己実現を目指した教育の推進 ～

3 基本方針

〔学校教育〕

佐渡を知り、愛し、誇りとし、社会的自立を目指す人づくりの推進

- 「学習意欲・確かな学力向上」「豊かな心・社会性の育成」「健康増進・体力向上」「キャリア教育」「教育環境の整備」等に取り組みます。
- 対象を幼保、小、中、高、大学生等とします。教育委員会と市長部局が連携して学校教育の充実に努めます。

〔社会教育〕

誰もが、いつでも、どこでも学べる生涯学習の推進

- 「自立」「協働」「創造」の方向性を実現するため、「支え合う人づくり」「地域の資源を活用した学びの充実」「生涯学習の環境づくり」「文化・スポーツの振興」等に取り組みます。
- 対象を子どもから大人までのすべての市民とし、家庭・地域と学校・教育委員会等が連携して社会教育の充実に努めます。

〔家庭教育・地域教育〕

家庭・地域がそれぞれの役割を適切に果たす家庭教育・地域教育の充実

- 家庭・地域の教育力を向上させるため、「小中学校 P T A 連合会」「子ども若者相談センター」等との協力体制づくりに取り組みます。
- 対象を各家庭・各地域とし、教育委員会と市長部局が連携して、家庭・地域の教育の充実に努めます。

4 基本目標

- (1) 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進
- (2) 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進
- (3) 安全・安心な学校づくり
- (4) 高等教育・研究機関との連携の強化
- (5) 一人一人が学び続ける生涯学習の充実
- (6) 家庭教育・地域教育充実のための取組の推進